

我孫子市生涯学習推進計画策定部会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、我孫子市生涯学習推進本部設置要綱（平成10年訓令第24号。以下「推進本部要綱」という。）第8条第1項の規定に基づき設置する我孫子市生涯学習推進計画策定部会（以下「部会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(任務)

第2条 部会の任務は、生涯学習推進計画の策定に係る調査及び研究を行い、その結果を本部長（推進本部要綱第4条第1項に規定する本部長をいう。以下同じ。）に報告することとする。

(組織)

第3条 部会は、部会員15人以内で組織する。

2 部会員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

（1）幹事会（推進本部要綱第6条第1項に規定する幹事会をいう。）の幹事

（2）あびこ楽校協議会（あびこ楽校協議会運営要綱（平成15年告示第118号）に規定するあびこ楽校協議会をいう。）の委員

（3）社会教育委員（我孫子市社会教育委員条例（昭和33年条例第5号）第1条に規定する社会教育委員をいう。）

（4）前各号に掲げる者のほか、本部長が必要があると認める者

(部会員の任期)

第4条 部会員の任期は、第2条に規定する任務を終了するまでの間とする。

(部会長及び副部会長)

第5条 部会に部会長及び副部会長1人を置き、部会長には生涯学習課長を、副部会長には部会長が指名する者をもって充てる。

2 部会長は、部会の会務を取りまとめ、部会を代表する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 部会長は、必要に応じ部会を招集し、その議長となる。

2 部会は、必要があると認めるときは、会議に部会員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、生涯学習部生涯学習課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。